

国家公務員の給与特例法案の閣議決定に抗議する（談話）

全日本教職員組合(全教) 書記長 今谷賢二

政府は、6月3日、「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」を閣議決定しました。

全教は、国公労連・自治労連と共同して、国家公務員の大幅な賃金引き下げ方針が、5月13日に片山総務大臣により提案されてから、一貫して問題を指摘し、提案の撤回を求めてきました。しかし、1ヵ月にも満たない期間に、問題点の解明がないまま、わずか6回の交渉で閣議決定を強行したことに、強く抗議するものです。

政府は、今回の法案の提出を、「極めて異例の措置」などとしていますが、人事院勧告にもとづかず、賃金を引き下げることが国家公務員法に違反することは明らかです。しかも、労働基本権制約のもとでは、政府自身が人事院勧告制度を「代償措置」と位置づけている以上、憲法にも違反することとなります。全国の組合員から寄せられた署名と職場決議を積み上げた交渉での私たちの厳しい追及に、政府がまともに答えることができない状況になったことは、私たちの主張の正しさを示すとともに、全国でとりくまれた宣伝や懇談をとおして、国民に大きな共感を広げるという貴重な到達点をつくりだしました。

交渉では、民主党政権の政治公約である公務員総人件費2割削減の達成が、賃下げ理由の一つとして繰り返されましたが、そもそもマニフェストにおける公務員総人件費2割削減は「ムダづかいをなくすための政策」の一つに位置づけられ、子ども手当や高速道路無料化を実現するための財源にあてるとされてきたものです。マニフェストの多くが実現の見通しが立たない中で、公務員総人件費2割削減だけが追求されること自体が道理のない異常なことです。

また、国家財政事情や東日本大震災における財源確保も強調されましたが、交渉をとおして、いずれも賃下げの理由にならないことが明確になりました。それどころか、公務員賃金の引き下げが日本経済への大きなマイナス要因になることを、政府は認めざるを得ませんでした。公務員賃金の引き下げが、消費税等の増税の地ならしになって、国民生活に重くのしかかるようなことがあってはなりません。

今回の東日本大震災では、被災地はもとより全国の公務労働者・教職員が、被災者の救援活動、各地の避難所の運営や維持・管理、道路や港湾の改修、上下水道の確保など被災地の復旧にとりくんでいます。避難所となっている学校をはじめ、公務・公共に関連する様々な仕事とそれを支える公務労働者の役割の重要性が明らかになっている今、公務員・教職員の増員こそをはかるべきであり、公務員総人件費削減は国民的にも認められるものではありません。それでも復旧・復興のための財源として、公務員の賃金引き下げが必要というなら、数十兆円必要といわれている復旧・復興の財源の全体計画を示して交渉にあたるべきです。私たちは、未曾有の被害となった東日本大震災の実態から考えても、復旧・復興の財源は莫大な大企業の内部留保などを活用すべきだと考えます。復旧・復興をすすめるためには、公務員の大幅賃下げや公務員総人件費削減の方針こそ見直されるべきです。

私たちの追及により、片山大臣が地方公務員へ波及させないことについて「政府としての統一見解」としたことは、この間のたたかひの重要な前進面です。世論は、私たちの運動で変化しつつあります。全教は、たたかひの到達点を確信し、引き続き、労使合意のない大幅な賃下げを強行する給与特例法案の成立を許さないたたかひに全力をあげるものです。

以 上